

議会に参加する

選挙で参加する

市議会の議員は、住民による直接選挙で選ばれます。

選挙権は、日本国民で満18歳以上であり、引き続き3ヵ月以上、その市に住所のある人が持っています。

また被選挙権は、その選挙権があり、年齢が満25歳以上の人を持っています。

市議会の議員の任期は4年で、現在の議員の任期は令和5年8月6日までです。

選挙は、市民が政治に参加し、市民の生活や会津若松市を良くするために、その意思を政治に反映させることのできる最も重要かつ基本的な機会です。

ぜひ議員候補者の政策や考えを把握し、大切な選挙に参加ください。

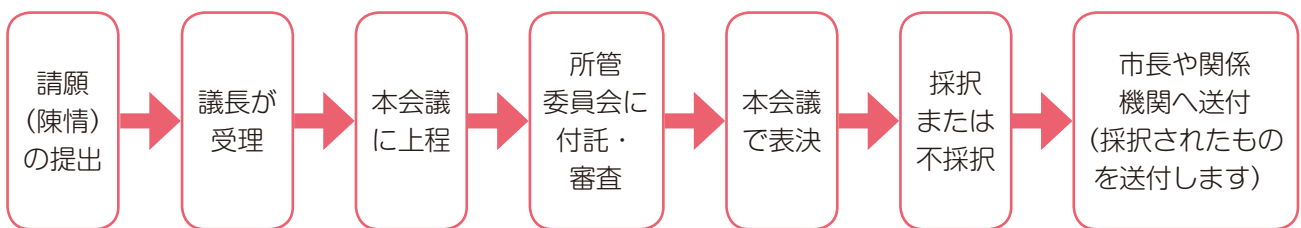
請願・陳情ができます

市民の皆さんは、議会に対し、市政への要望や意見または国・県などに対して要請してもらいたいことを「請願」・「陳情」という形で、文書で提出することができます。

請願権は、国民の基本的人権の一つとして憲法第16条に規定されている権利であり、**市議会に請願を提出する場合は、地方自治法の規定により、紹介議員が1人以上必要になります。**

陳情の提出についての法的根拠はなく、紹介議員の必要はありません。会津若松市議会では、陳情も請願と同様に取り扱っています。

【請願(陳情)の流れ】



結果は、請願(陳情)の提出者に通知され、採択された場合は、その旨を市長に通知したり、議会の意思として、関係機関に「意見書」を送付したりします。結論が出ない場合は、継続審査となる場合もあります。



会津若松
市議会特徴
その3

議会は、原則として請願者(陳情者)の説明の機会を設けています。そのため請願者(陳情者)に内容について説明を求めることがあります。

※請願・陳情は、定例会招集日の3日前までに受理したものをその定例会で審査します。提出前に、議会事務局(電話0242-39-1323)へご連絡・ご相談ください。

【請願書（陳情書）の書き方の例】

用紙サイズ A 4 縦

請願書（陳情書） ←

年月日

会津若松市議会議長

請願者（陳情者）住所 ←

（団体名）

氏名 ⑨

連絡先（電話番号、担当者名）

紹介議員 ←

氏名

〇〇〇〇について
（本文）・・
・・。下記のとおり、請願（陳情）いたします。

記

1 △△△△△△△について国等関係機関に要請すること。 ←

2 □□□□□□□について早急に行うこと。

請願書は、紹介議員がいれば、どなたでも提出できます。陳情書は、市民であれば、どなたでも提出できます。

提出者は、住所・氏名・電話番号を書き押印してください。法人及び団体の場合は、名称・代表者の氏名を書き押印してください。

請願を提出する場合は、紹介議員が1人以上必要です。請願の内容に賛意を有する議員の署名をもらってください。

市政についての要望などをできるだけ簡潔に書いてください。



書き方や提出の仕方などいつでもご相談ください。

相談受付：議会事務局
住 所：東栄町3番46号 本庁舎2階
電話番号：0242-39-1323

◆採択された請願・陳情とその結果

| 請願・陳情名 | 議会の対応 | 採択後の結果 |
|--|---|--|
| 会津若松市公設地方卸売市場における市場使用料等の引き下げについて（陳情） | 震災による売上げの低迷、市の台所としての市場の必要性を踏まえれば、引き下げはやむなしと判断 | 執行機関から会津若松市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例が提案され、審議の結果、当分の間は市場使用料は現行の4分の3に引き下げられることが決定されました。 |
| 飯盛山白虎隊士自刃の地への公衆トイレの設置について（陳情） | 観光地であることや飯盛山におけるトイレの現状を踏まえれば、設置は必要と判断 | 執行機関から飯盛山公衆トイレに係る補助金の提案がされ、審議の結果、予算が確保され、その後トイレの設置へと至りました。 |
| <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p style="color: red; text-align: center;">より魅力が増した 飯盛観光へGO！</p>  </div> </div> <p style="text-align: center;">飯盛山の公衆トイレの状況を議会で調査 新しい公衆トイレが設置されました</p> | | |
| 警備委託業務に係る最低制限価格制度の見直しについて（請願） | 警備業界全体の健全な育成と市民サービスの向上を図るため、最低制限価格の設定水準の見直しは必要と判断 | 執行機関において平成26年度の入札から警備業務・清掃業務の制度の見直しが行われ、最低制限価格が5%上がりました。 |
| 西若松駅東口前への公衆トイレの新設について（陳情） | 西の玄関口である点や、維持管理の面で地元協力もある点を踏まえれば、必要と判断 | 執行機関と陳情者との間で協議・検討が行われ、西若松駅東口前に「地域のトイレ」が整備されました。 |
| <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;"> <p style="color: red; text-align: center;">きれいなトイレが できました！</p>  </div> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 20px;">  </div> </div> </div> <p style="text-align: center;">西若松駅東口を調査 「地域のトイレ」として整備されました</p> | | |

◆採択された請願・陳情とその結果（つづき）

| 請願・陳情名 | 議会の対応 | 採択後の結果 |
|---|---------------------------------------|--|
| 会津清酒の普及促進に関する条例の制定について（請願） | 会津の伝統文化を継承し、地域経済の活性化を図るため、条例の制定は必要と判断 | 執行機関から会津清酒の普及に向けた条例の提案がされ、審議の結果、条例が制定されました。 |
|  <p>市内には多くの酒蔵があります</p>  | | |
| 会津若松市民間保育園運営費補助金の継続について（請願） | 安心して子どもを産み育てられるまちづくりを進めるためには、必要と判断 | その後も、補助金の名称を変えながら継続して予算が確保されています。 |
| 木造住宅耐震改修支援事業の実施について（陳情） | 市民の生命や財産、安全・安心な生活を守るためには、必要と判断 | 執行機関から木造住宅耐震改修支援に係る補助金が提案され、審議の結果予算が確保され、改修支援事業が創設されました。 |

◆審査結果（平成28年1月から令和2年12月まで）

| 区分 | 請願 | | | | | 陳情 | | | | | 計 | | | | |
|------|----|----|----|----|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| | 平成 | | | 令和 | | 平成 | | | 令和 | | 平成 | | | 令和 | |
| | 28 | 29 | 30 | 元 | 2 | 28 | 29 | 30 | 元 | 2 | 28 | 29 | 30 | 元 | 2 |
| 採 択 | 4 | 6 | 2 | 1 | 2 | 0 | 1 | 4 | 2 | 7 | 4 | 7 | 6 | 3 | 9 |
| 一部採択 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 不採択 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 3 | 0 | 2 | 2 | 3 | 4 | 0 | 2 | 3 | 4 |
| 取り下げ | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 審議未了 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 6 | 7 | 2 | 2 | 3 | 5 | 1 | 7 | 5 | 11 | 11 | 8 | 9 | 7 | 14 |

議会と直接意見交換ができます

会津若松
市議会特徴
その4



市民のさまざまな意見をお聴きするため「市民との意見交換会」を開催しています。

会津若松市議会では、市民との意見交換会でいただいた意見の中から市政の問題点や課題を発見し、その解決に向けた分析・調査研究を行うとともに、さらに市民の皆さんと意見交換を重ねながら、政策立案、政策提言につなげる取組を行っています。

市民との意見交換会は、定期的に地区別に行うものと、さまざまな分野ごとに行うものがあります。

地区別意見交換会

平成20年8月より毎年2回（5月と11月）、「地区別意見交換会」を市内15か所で開催しています。議員が5つの班に分かれ、各地区の意見交換会に参加します。

市政に関する意見や各地区の課題などをお聴かせください。どなたでも参加できますので、お気軽にお越しください。

開催日程は、全戸配布される議会広報紙、市ホームページでお知らせするほか、議会事務局（電話0242-39-1323）に確認してください。

◆平成29年度以降開催の地区別意見交換会参加者状況

（単位：人）

| 開催年月 地区 | 平成29年5月 第18回 | 平成29年11月 第19回 | 平成30年5月 第20回 | 平成30年11月 第21回 | 令和元年5月 第22回 | 令和元年11月 第23回 |
|------------|-----------------|------------------|-----------------|------------------|----------------|-----------------|
| 行 仁 | 12 | 9 | 9 | 17 | 11 | 12 |
| 鶴 城 | 13 | 32 | 23 | 19 | 15 | 15 |
| 謹 教 | 6 | 9 | 22 | 19 | 9 | 16 |
| 城 北 | 8 | 9 | 9 | 10 | 6 | 6 |
| 日 新 | 20 | 11 | 15 | 14 | 16 | 14 |
| 城 西 | 18 | 25 | 13 | 8 | 12 | 13 |
| 町北・高野 | 22 | 16 | 9 | 10 | 12 | 15 |
| 神 指 | 16 | 17 | 11 | 12 | 7 | 7 |
| 門 田 | 15 | 19 | 13 | 10 | 19 | 9 |
| 東 山 | 9 | 18 | 22 | 12 | 21 | 9 |
| 一 箕 | 33 | 21 | 23 | 23 | 14 | 21 |
| 大 戸 | 18 | 12 | 10 | 17 | 21 | 13 |
| 湊 | 21 | 19 | 30 | 33 | 38 | 30 |
| 北 会 津 | 7 | 7 | 7 | 11 | 6 | 10 |
| 河 東 | 15 | 8 | 16 | 10 | 9 | 13 |
| 合 計 | 233 | 232 | 232 | 225 | 216 | 203 |

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止としました。

◆第23回 地区別意見交換会（令和元年11月）における地区別テーマ ※地区別テーマは毎回変わります

| 班 | 地区 | テーマ |
|-----|-------|---------------------------------------|
| 第1班 | 湊 | 湊地区における鳥獣（シカ・イノシシ・クマ）被害対策について |
| | 河 東 | 福祉とまちづくりについて |
| | 一 箕 | 地域における暮らしに関する諸問題について |
| 第2班 | 鶴 城 | 県立病院跡地の利活用と城前団地整備の進捗について |
| | 行 仁 | コミュニティセンターを中心とした地域づくりと除排雪のあり方について |
| | 町北・高野 | 少子高齢化対策と地域づくりについて |
| 第3班 | 日 新 | 日新地区の未解決課題と新たな課題発見について |
| | 城 西 | 高齢化に対応するまちづくり（公共交通網の充実、市営住宅の環境整備）について |
| | 北会津 | 公園のあり方（公共空間の維持管理）について |
| 第4班 | 城 北 | 駅前のにぎわいづくりについて |
| | 謹 教 | 謹教地区における中心市街地の活性化について |
| | 神 指 | 神指地区における災害への対応について |
| 第5班 | 門 田 | 子ども子育て支援（南公民館チャレンジキッズを通じた支援のあり方）について |
| | 東 山 | 子ども子育て支援（小学校・中学校を核にした地域づくり）について |
| | 大 戸 | 子ども子育て支援（子どもを産み育てることのできる支援のあり方）について |



第23回 地区別意見交換会（令和元年11月）の様子（鶴城地区）

分野別意見交換会

分野別意見交換会は、議会内における政策立案のために議会が団体等に依頼して開催するほか、各種市民団体等の要請に応じて開催します。

開催を希望する場合は、議長あてに文書で依頼してください。内容を確認した上で、議会事務局からご連絡します。



◆これまでの開催状況

| 分野 | 対象団体等 | 開催趣旨 |
|---------|-------------------------------|---|
| 行財政 | 会津若松市まちづくり市民会議 | 自治基本条例の必要性やそのあり方について理解を深める。 |
| 健康・福祉 | 会津若松市幼稚園協会 会津若松市保育所連合会 | 幼稚園・保育所の現状について理解を深める。 |
| | 会津若松市障がい者地域自立支援協議会 | 地域に生活する障がい者の生活や就業など、障がい者の現状について理解を深める。 |
| | 障害者の明日を考える会 | 障がい者の日常生活における現状について理解を深める。 |
| 産業・経済 | 商工業、観光業、農林業、流通業、金融機関等地域産業関連団体 | 事業者の地域産業振興に係る基本条例制定の必要性について理解を深める。 |
| 建設・都市計画 | 水道利用者 (市民団体・各種団体) | 水道料金が改定された場合における市民生活に与える影響について理解を深める。 |
| | 会津若松除雪実施協力会 | 本市の除排雪の実態や問題・課題等について理解を深める。 |
| | 会津道路メンテナンス協同組合 | 除雪対策に係る本市の実態や問題・課題等を把握し、課題解決に向けた新たな方策を探り、政策討論会での調査研究に生かす。 |
| 教育・文化 | 会津・図書館を考える会 | 生涯学習施設における図書館の果たす役割について理解を深める。 |
| | 行仁地区各種団体代表者 | 行仁小学校の施設整備等に係るそれまでの経緯を整理するとともに、課題を分析し、問題解決に向けた調査研究に生かす。 |

市民意見を起点とした政策への取組

会津若松
市議会特徴
その5



市議会は、議会改革に取り組んでいます。

会津若松市議会は、平成20年6月定例会において賛成総員で可決・制定された議会基本条例に基づき、議会改革を進めてきました。

特に、「政策サイクル」(下図参照)と呼んでいる、市民意見を起点として政策立案・提言に結びつけていく取組では、湊地区の水資源問題、私道の除雪など、これまでいくつかの成果を市民の皆さんへ示すことができました。(P24～25参照)

会津若松市議会の政策サイクル

市民との意見
交換会でさまざまな
市民意見・課題を
伺います。



市民との意見交換会

調査研究・問題分析の手法

政策討論会等では、以下のような様々な手法で、課題解決に向けて、調査研究を行い、政策を練ります。



◆学識経験者を招聘した勉強会



◆先進地への行政視察



◆委員間での自主研究・討議

議会内部で市民意見を整理し、
市政の課題を設定



政策討論会等

市へ政策提言

市の事業執行

事業執行状況の監視・事業評価

予算審査や
決算審査を通して
事業状況の監視・
評価をします。

市民へフィードバック (※調査・研究の過程でも市民意見を拝聴)

◆市民意見をもとにした政策立案・政策提言とその結果

| | 背景 (主な市民意見) | 調査研究 テーマ | 議会の対応 (政策提言等) | 執行機関の対応 (成果・結果) |
|---|--|-------------------|--|---|
| ① | 財政破綻はしないのか。借金は返せるのか。 | 本市財政の持続可能性について | 市の財政分析を行い、市の貯金に当たる財政調整基金の少なさ(平成15年度末時点96,000円)を指摘。適正規模に向け財政調整基金のあり方を研究するよう提言した。(平成22年9月) | 令和元年度には財政調整基金は約27億円となり、安定的財政運営のための目安(標準財政規模の10%)と同程度の水準となっている。 これにより、雪が多く降った際の除雪や、新型コロナウイルス感染症対策費など、緊急時の支出に対応している。 |
| | <p>千円 4,000,000 3,500,000 3,000,000 2,500,000 2,000,000 1,500,000 1,000,000 500,000 0</p> <p>H15 H16 H17 H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1</p> <p>財政調整基金積立金現在高の推移</p> | | <p>備えは 大切だね!</p> | |
| ② | 湊地区は上水道が未整備の地区がある。長年の懸案事項であり、なんとかしてほしい。 | 湊地区水資源問題に係る検討について | 湊地区水資源問題に係る検討委員会を設置し、地区住民との意見交換、現地調査を踏まえ、給水施設未整備地区の早期解消に関する決議を賛成総員で可決した。(平成25年6月) | 市は、平成26年度から平成30年度までの5年間で未整備地区の解消を目指す整備計画を策定し、整備に取り組み、一定の整備を終えた。市は、引き続き水の安定供給に取り組んでいる。 |
| | 行仁小学校の建築に当たっては、地域住民に対する丁寧な説明と、丁寧な聴き取りをして、建築に反映してほしい。 | 学校建築のあり方について | 学校建築の進捗状況に合わせた、より丁寧な市民意見の聴取と、聴取意見の事業への反映の考え方の提示など、適宜、地域住民へのフィードバックに努めるよう要請した。(平成29年8月) | 市は、児童の保護者や地域住民への説明会を重ね、地域住民の意見を反映し、行仁小学校の複合施設化の内容を見直した。行仁小学校は令和3年度に完成予定である。 |
| ③ | <p>新しい学校が 楽しみだね!</p> | | <p>行仁小学校の完成イメージ</p> | |

| | 背景 (主な市民意見) | 調査研究 テーマ | 議会の対応 (政策提言等) | 執行機関の対応 (成果・結果) |
|---|--|---------------|---|---|
| ④ | 城前団地の建て替えはどうなっているのか。 | 城前団地建て替えについて | 市営住宅の今後の方向性について提言を行うとともに、城前団地建替計画案に対して、一部改善の決議を行った。 (平成24年9月) | 市は、集会所の位置、コミュニティに配慮した住棟配置の変更を行い、よりよい住環境の構築に向けた取組が行われている。 |
| ⑤ | 市の施設には古い施設が多く、安全に利用できるのか心配である。修繕や改修など、きちんと維持管理してほしい。 | 公共施設の維持管理について | 市が管理する全ての公共施設を総合的に管理及び活用する公共施設マネジメントについて調査研究を進めるとともに、公共施設マネジメントの推進に関して、財源の裏付けとなる基金の創設及び組織見直しによる専門部署の設置について早急に検討を進めるべきとの決議を行った。 (平成28年2月) | 平成28年8月に全ての公共施設等の総合的な管理に向け公共施設等総合管理計画を策定し、同年9月に公共施設の維持補修、保全、整備等に資する基金の設置条例を制定したことに加え、平成29年11月に各施設の利用状況や建物、設備の状態等のデータをまとめた施設カルテを公表した。また、平成31年4月には公共施設管理の専門部署として財務部に公共施設管理課を設置した。 |
| ⑥ | 私道の除雪がなく困っている。 | 除雪対策について | 除雪に関する調査研究を進めるとともに、委員会審査等を通して執行機関の考えをたじた。 (平成26年3月) | 平成26年度より、一定の条件を満たす私道の除雪が実施されることとなった。平成30年度の私道除雪の実績は、34路線、3.4kmとなっている。 |
| ⑦ | 道路の除排雪に時間がかかり困っている。迅速な除排雪を行ってほしい。 | 除排雪の効率化について | 降雪対策のあり方について調査研究を進めるとともに、除雪・排雪の効果的な連携と、限りある人員や機械等の効果的な配置を目的とした除排雪作業の全面民間委託について政策提言を行った。 (令和元年7月) | 令和元年度に、一部地域において除排雪作業の指揮も含めた全面民間委託を試行的に実施することとなった。(少雪の影響により令和元年度は実施できず) |
| ⑧ | 地元経済に活気がない。中小企業や小規模企業が元気になる取組を。 | 地域経済の活性化について | 農林事業者を含めた中小企業・小規模企業の振興のため、産業振興や地域経済活性化の基本的な理念、効果的な施策に向けた実態調査、各事業者や金融機関、経済団体等により構成する産業振興会議の設置などを盛り込んだ中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について政策提言を行った。 (平成29年8月) | 平成31年3月に中小企業及び小規模企業の振興について継続的に協議を行うため、市、中小企業、小規模企業及び関係機関で構成される会津若松市中小企業・小規模企業未来会議の設置を盛り込んだ、会津若松市中小企業及び小規模企業振興条例が制定された。 |

会津若松市議会の決意と主な取組経過

会津若松市議会は、市民と共に歩み「課題解決」を図る議会へ、引き続き、**不断の努力を重ね、取り組んで参ります。**

議会は、市の意思決定に関わる議決権を有する重要な機関であり、市民の代表として、市民に開かれ、市民と共に歩む議会へ向けて努力しなければなりません。

このような中、会津若松市議会では市民参加という原点に着目し「議会基本条例」を制定し、以下の特徴的な取組を行っています。



- その1** 政策討論会議会制度検討委員会へ市民委員2名の参加 (P11参照)
- その2** 説明責任を果たすための委員(議員)間討議の導入 (P12、P13参照)
- その3** 請願・陳情者の意見陳述機会の確保、保障 (P16参照)
- その4** 市民との意見交換会の開催 (P20～22参照)
- その5** 多様な市民意見から、政策立案・提言に結びつける取組 (P23参照)
- その6** 議長選挙・副議長選挙に係る所信表明会の実施 (下の表参照)

◆【平成19年度以降の主な議会改革の動き】

| 年 度 | 具体的事例等 | 設置組織等 |
|--------|--|--|
| 平成19年度 | <ul style="list-style-type: none"> ○日額費用弁償の廃止 (H19.4.1) ○会議録検索システムの導入 (H19.2月定例会分～) | <ul style="list-style-type: none"> ○議会制度検討委員会の設置 (H19.7.19～H20.5.30) |
| 平成20年度 | <ul style="list-style-type: none"> ○議会基本条例、議員政治倫理条例の2条例の公布施行 (H20.6.23) ○市民との意見交換会開催要領の制定 (H20.7.1) ○政策討論会に関する規程の制定 (H20.12.1) ○議長選挙・副議長選挙に係る所信表明会に関する実施要領の制定 (H21.3.31) | <ul style="list-style-type: none"> ○広報広聴委員会の設置 (H20.6.23～) ○第1回市民との意見交換会開催 (H20.8.25～H20.9.1) ○政策討論会の設置 (H20.12月～) ○第2期議会制度検討委員会の設置 (H21.1.23～H23.8.6) |
| 平成21年度 | <ul style="list-style-type: none"> ○政務調査費(現在は政務活動費)を一人当たり月額45,000円から35,000円に減額 (H21.4.1) ○議長選挙・副議長選挙に係る所信表明会の実施 (H21.5.19) ○鶴ヶ城周辺公共施設利活用構想(素案)の再考に関する決議を賛成多数で可決 (H21.12.17) ○福島大学と相互友好協力協定の締結 (H22.1.27) | <ul style="list-style-type: none"> ○鶴ヶ城周辺公共施設利活用構想(素案)に係る検討委員会の設置 (H21.5.20～H21.12.10) |
| 平成22年度 | <ul style="list-style-type: none"> ○「議会活動と議員定数等との関連性及びそれらのあり方」最終報告を賛成多数で可決 (H22.12.2) ○政策討論会各分科会の研究成果(最終報告)公表及び市長への政策提言 (H23.2.24) | |



| 年 度 | 具体的事例等 | 設置組織等 |
|--------|---|---|
| 平成23年度 | <ul style="list-style-type: none"> ○議長選挙・副議長選挙に係る所信表明会の実施 (H23.8.23) ○今後の議会改革について(方向性)を決定 (H23.11.30) | <ul style="list-style-type: none"> ○第3期議会制度検討委員会の設置 (H23.8.23～H25.8.23) |
| 平成24年度 | <ul style="list-style-type: none"> ○議会映像配信開始(H24.9月定例会分～) ○行政評価を活用した基本施策評価及び決算審査の導入 (H24.6.27) ○市議会災害対策本部設置規程の制定(H24.6.26) ⇒平成25年1月27日～3月27日対策本部設置 ○決算審査と連動した論点抽出を踏まえた予算審査の導入 (H24.12.27) | <ul style="list-style-type: none"> ○湊地区水資源問題に係る検討委員会の設置 (H24.7.17～H25.5.30) ○決算特別委員会の設置 (H24.9.12～H24.9.28) ○予算特別委員会の設置 (H25.3.6～H25.3.25) |
| 平成25年度 | <ul style="list-style-type: none"> ○湊地区における給水施設未整備地区の早期解消に関する決議を全会一致で可決(H25.6.19) ○「見て 知って 参加するための手引書～会津若松市議会白書 平成25年版～」の発行(H25.7.1) ○議長選挙・副議長選挙に係る所信表明会の実施 (H25.8.23) | <ul style="list-style-type: none"> ○予算決算委員会の設置 (H25.8.23～) ○第4期議会制度検討委員会の設置 (H25.8.23～H27.8.6) |
| | <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <p style="text-align: center;">湊地区水源問題に係る現地調査 簡易水道等整備に向けた工事</p> | |
| 平成26年度 | <ul style="list-style-type: none"> ○会議録検索システムにおける常任委員会会議録の公開 (H26.2月定例会分～) ○「見て 知って 参加するための手引書～会津若松市議会白書 平成26年版～」の市内全戸配付(H26.7.1) ○政務活動費ガイドラインの制定(H27.3.27) | <ul style="list-style-type: none"> ○政務活動費ガイドライン検討委員会の設置 (H27.1.13～H27.3.24) |
| 平成27年度 | <ul style="list-style-type: none"> ○政策討論会各分科会の研究成果(最終報告)公表及び市長への政策提言(H27.6.25, H27.6.30) ○議長選挙・副議長選挙に係る所信表明会の実施 (H27.8.20) ○今後の議会改革について(方向性)を決定 (H27.9.29) | <ul style="list-style-type: none"> ○第5期議会制度検討委員会の設置 (H27.8.20～H29.8.18) |

| 年 度 | 具体的事例等 | 設置組織等 |
|-----------------|--|---|
| 平成28年度 | <ul style="list-style-type: none"> ○一般質問日数の拡大（2日間から3日間へ） （H28.6月定例会～） ○「見て 知って 参加するための手引書～会津若松市議会白書 平成28年版～」の市内全戸配布（H28.9.1） ○議員報酬等の支給停止を規定する議員報酬等の特例に関する条例の制定（H28.11.22） | <ul style="list-style-type: none"> ○総合計画審査準備会の設置 （H28.5.10～H28.9.1） ○総合計画審査特別委員会の設置 （H28.9.8～H28.12.16） |
| 平成29年度 | <ul style="list-style-type: none"> ○議長選挙・副議長選挙に係る所信表明会の実施（H29.8.18） ○長期欠席となった場合の議員報酬の減額等を規定する議員報酬等の特例に関する条例の一部改正 （H29.9.20） ○今後の議会改革について（方向性）を決定（H29.10.25） ○広報議会モニター制度設置要綱の制定（H30.2.1） ○政務活動費ガイドラインの一部改正（H30.3.29） | <ul style="list-style-type: none"> ○第6期議会制度検討委員会の設置 （H29.8.18～R1.8.6） |
| 平成30年度 | <ul style="list-style-type: none"> ○広報議会モニター制度開始・委嘱状交付 （H30.5.14） ○議員定数を28名とする定数条例の一部改正 （H30.9.14） ○委員会の委員定数を変更する委員会条例の一部改正 （H30.12.18） ○議事の記録方法を変更する会議規則の一部改正 （H31.3.5） | <div style="text-align: center;">  <p>広報議会モニターへ委嘱状を交付</p> </div> |
| 平成31年度 令和元年度 | <ul style="list-style-type: none"> ○一般質問一問一答方式の試行開始（R1.6月定例会～） ○議会災害時業務継続計画（議会BCP）の策定 （R1.6.24） ○議長選挙・副議長選挙に係る所信表明会の実施 （R1.8.27） ○今後の議会改革について（方向性）を決定（R1.11.25） | <ul style="list-style-type: none"> ○議会業務継続計画検討委員会の設置 （H31.4.11～R1.6.13） ○第7期議会制度検討委員会の設置（R1.8.27～） |
| 令和2年度 | <ul style="list-style-type: none"> ○6月及び9月定例会において、新型コロナウイルス感染症対策として議案審査を優先するとともに会期を短縮（R2.6月定例会、9月定例会） ○広報議会モニター委嘱状交付（R2.7.27） ○新庁舎整備に係る提言をまとめ、市長へ提出（R2.9.3） ○「見て 知って 参加するための手引書～会津若松市議会白書 令和2年度版～」の市内全戸配布（R3.2.1） | <ul style="list-style-type: none"> ○新庁舎整備に係る検討委員会の設置 （R2.5.22～R2.8.18） |
| | <div style="text-align: center;">  <p>市長へ新庁舎整備に係る提言書を手渡す</p> </div> | <div style="text-align: center;">  <p>現在の市役所本庁舎</p> </div> |